

# 「地域づくり協働支援事業」寄付金募集要項

公益社団法人新潟県建築士会

1. 募集対象事業  
別添の「地域づくり協働支援事業実施要綱」をご覧ください。
2. 募集金額  
30万円
3. 募集期間  
令和3年2月1日～令和3年12月31日
4. 寄附金のお申込み・お振込  
寄附金をお申込みの場合は、ご面倒でも別紙「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、本会「事務局」までメール又はファクシミリでお送りください。折り返し「受付番号」と振込先等をお知らせします。
5. 領収書  
寄附金が入金されたことを確認した後「寄附金受領証明書」(領収書)を郵送いたします。本寄附金は、寄附金控除の対象となりますので、確定申告まで大切に保管してください。

## 寄附金の税制優遇措置について

「特定公益増進法人」には、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された個人や法人からの寄附金について、下記の税制上の優遇制度が認められております。

### 個人による寄附

#### 所得控除

所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方の減税効果が大きくなります。

**所得控除額 = (寄附金額 - 2千円)**

所得税額 = (収入額 - 所得控除額) × 税率 注) 総所得金額の40%の寄附が控除の限度です。

#### ◎所得控除の計算事例

年中の総所得金額が500万円、寄附金額が10万円の場合  
10万円 - 2千円 = 9万8千円 (所得控除額)

※控除額の9万8千円は、総所得金額500万円 × 40% = 200万円の限度内ですので、9万8千円全額が所得控除対象となります。

### 法人による寄附

#### 損金算入

法人による寄附金は、所得金額や資本金額から算出される一定額を限度として損金算入すること(損金の分だけ、課税対象額が減少します。)ができます。

#### ◎損金算入限度額の計算事例

資本金が1千万円、年中の所得金額が1千200万円の場合

(A) 一般損金算入限度額

= [(1千万円 × 2.5/1000) + (1千200万円 × 2.5/1000)] × 1/4 = 81,250円

(B) 特別損金算入限度額

= [(1千万円 × 3.75/1000) + (1千200万円 × 6.25/1000)] × 1/2 = 393,750円

したがって、(A)(B)の合計金額(A) + (B) = 47万5千円の損金算入が認められます。

※取扱の詳細については、所管の税務署にお問合せください。

# 寄附金申込書

公益社団法人新潟県建築士会  
会長 田中 隆司 様

金額 金 \_\_\_\_\_ 円

- 上記の金額の寄附を申込みます。
- 寄附金の種類と用途について次のとおり申し出ます。

該当欄に○を付す	寄附金の種類	寄附金の用途
	一般寄附金	指定無し
	募集特定寄附金	地域づくり協働支援事業
	用途特定寄附金	事前に事務局にお問合せください。

年 月 日

【個人様】お名前 \_\_\_\_\_

〒

ご住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

【法人様】法人名 \_\_\_\_\_

〈役職名〉

〈お名前〉

代表者 \_\_\_\_\_

〈部署名〉

〈お名前〉

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

〒

ご住所 \_\_\_\_\_

- お振込予定日 年 月 日  
振込先(※希望に☑) 郵便振替 第四北越銀行 新潟県労働金庫

※申込書は、メール、FAX、郵送によりご送付をお願い申し上げます。

公益社団法人新潟県建築士会 事務局  
〒950-0965 新潟市中央区新光町 15-2 新潟県公社総合ビル 3階  
電話 025-378-5666 FAX025-285-2911 E-mail:kensikai@025arc.net